

## 《令和2年12月31日までの治療終了の方用》

以下の書類を揃えて、久留米市子ども未来部こども子育てサポートセンター（市役所16F）へ提出してください。

必要なもの	備考
1 不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書	・申請者の氏名は自署してください。
2 不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書	・ <u>領収金額と領収書の合計金額が同額</u> であることをして確認ください。
3 戸籍謄本又は住民票（世帯全員・続柄記載）	・戸籍上のご夫婦であることが確認できるもので、かつ申請書提出日の3か月以内に発行されたものを提出してください。
4 夫及び妻の所得証明書 ※収入が無い場合も必要	・市役所の税収納推進課又は各総合支所、市民センターで発行されたものを提出してください。 ・令和2年度内の2回目以降の申請の方は <u>提出不要</u> です。
5 医療機関発行の領収書の「原本」とその「コピー」	・保険診療分及び入院費、食事代等は助成対象外です。治療に直接関係のない費用を除いたものを提出してください。
6 久留米市不妊に悩む方への特定治療支援事業助成金請求書	・住所、氏名及び枠内の各項目を記入してください（他の欄は空白のままにしておいてください）。 ・請求者の氏名は、口座名義人と同じである必要があります。 ・認印可。
7 預金通帳裏表紙のコピー	・振込口座が確認できるもの ※年度内に申請された場合も再度提出してください。
8 認印	・訂正が生じた場合の訂正印として必要です。 ・書類に押印した印と同じ印を必ずご持参ください。

※助成金の振込みは、申請書を提出した日からおよそ2か月後になります。

※治療最終日から30日後の申請の場合、窓口にて「遅延理由書」の記入をしていただきます。ただし、申請期限を経過した場合は、受付できません。

※書類不備の場合、受付（書類の預り含む）できませんので、ご了承ください。